

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2024年度）

住 所 岡山市中区徳吉町2丁目8番22号

事業者名 岡山電気軌道株式会社
代表者名 代表取締役社長 小嶋光信

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス・リフト付きバス	ノンステップバスを12両導入する。（2023～2027年度）リフト付きリムジンバス（岡山空港～岡山駅）を2024年度に導入する。	ノンステップバス2両導入。ELV付リムジンバス1両導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
法令遵守	公共交通移動円滑化基準に則り計画を進めていきます。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス乗り方教室・意見交換会	路線バス運行圏内の地区の小学生や高齢者の方を中心にバス乗り方教室を開催する。また、障害者協会の方々とバスの乗り方やバスの特性について意見交換を行う。	バス教室を5回開催 視覚障害者自立訓練 対応5回

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
デジタル行先表示器・サイネージ	2023年～2027年の5か年計画で12両の車両更新に合わせて視認性に優れたホワイトLED行先表示器を導入する。主要バス停へのデジタルサイネージの設置を進める。	2024年度にホワイトLED行先表示器 搭載車両を3両導入。 バス停にサイネージを設置（ろう さい病院正面玄関）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務担当社員の技術向上	高齢者、障害者等の方の乗降支援に関する教育（車いす乗降及び固定方法）や筆談具を用いたコミュニケーションの取り方教育の実施。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者の交通支援・障害者割引	岡山市発行のハレカハーフカード（65歳以上の高齢者、障害者、特定医療費受給者証（指定難病）、障害福祉サービス受給者証等をお持ちの岡山市民の方対象のICカード）の普及を図るため、継続してホームページへの掲載や岡山駅バス案内所、各営業所窓口、バス車内やバス停にパンフレット等の設置をする。	計画通り普及推進に努めている

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・バス停のバリアフリー化（岡山市）新規：2024年度 築港栄町上り、下り
既設：中区役所下り、後楽園前上り、岡山駅前下り、海岸通り上り、両備前、農業会館
- ・病院施設敷地内乗り入れ 健康づくり財団病院2003年、大学病院2012年、労災病院2015年、日赤病院2015年

(3) 報告書の公表方法

ホームページ掲載

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	131	111	33	77			1	20	5				15		
年度内に 供用を開始した車 両数	4														
年度内に 供用を廃止した車 両数	7														
年度末車 両数	131	111	33	77			1	20	5				15		

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。